



平成 27 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 エ ス ク リ
代 表 者 名 代表取締役 岩 本 博
(コード番号：2196 東証一部)
問 い 合 せ 先 執行役員 管理本部長 高 梨 宏 史
(TEL. 03-3539-7654)

ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条および第 239 条の規定に基づき、当社取締役に対して、ストックオプションとして新株予約権を発行すること、および募集事項の決定を取締役に委任することにつき承認を求める次の議案を、平成 27 年 6 月 24 日開催予定の第 12 期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、取締役に対するストックオプション報酬として、新株予約権を発行することを相当と判断しておりますが、かかる目的を実現するため、当社取締役に対し、ストックオプションとして特に有利な条件をもって新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の総数

840 個を本定時株主総会の日から、1 年以内の日に発行する新株予約権の総数の上限とする。

3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

4. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

①新株予約権の目的となる株式

当社普通株式 84,000 株を本定時株主総会の日から、1 年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、上記のほか、本新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で適切に株式の数の調整をすることができる。

②新株予約権1個当たりの目的となる株式の数

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、100株とする。ただし、上記(1)①に定める本新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、上記(1)②に定める本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値(取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、当社が、当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、単元未満株主の単元未満株式売渡請求に基づく自己株式の譲渡および株式交換による移転の場合は、いずれも行使価額の調整を行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から2年を経過した日より8年を経過する日までとする。

(4) 増加する資本金および資本準備金に関する事項

①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(4)①記載の資本金等増加限度額から、上記(4)①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、以下の区分に従い、各割当数の一部または全部を行使することができる。(ただし、各新株予約権にかかる行使の条件に服するものとする。)

なお、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数でない場合は、整数に切り上げて数とする。ただし、発行日以降、新株予約権者が、新株予約権割当契約に定める新株予約権の当社への返還自由に該当した場合には、当該契約の定めるところによるものとする。

- a. 新株予約権の割当日の翌日から2年を経過した日を起算日として、その後1年間割り当てられた本新株予約権の数の12.5%を上限として、新株予約権を行使することができる。
- b. a.の期間経過後1年間割り当てられた本新株予約権の数の25.0%を上限として、新株予約権を行使することができる。
- c. b.の期間経過後1年間割り当てられた本新株予約権の数の37.5%を上限として、新株予約権を行使することができる。
- d. c.の期間経過後1年間割り当てられた本新株予約権の数の50.0%を上限として、新株予約権を行使することができる。
- e. d.の期間経過後1年間割り当てられた本新株予約権の数の62.5%を上限として、新株予約権を行使することができる。
- f. e.の期間経過後1年間割り当てられた本新株予約権の数の75.0%を上限として、新株予約権を行使することができる。
- g. f.の期間経過後1年間割り当てられた本新株予約権の数の87.5%を上限として、新株予約権を行使することができる。
- h. g.の期間経過後平成37年6月23日まで、割り当てられた本新株予約権の数のすべてを行使することができる。

②新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役であることを要する。ただし、取締役会が正当な事由があると認めた場合はこの限りではない。

③新株予約権の相続人は、本新株予約権を行使することができない。

(7) 新株予約権の取得に関する事項

①当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合は取締役会決議)がなされたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

②新株予約権者が権利行使をする前に、本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得する。

③当社は、その選択により、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。

(8) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記4.（1）に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記4.（2）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（8）③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記4.（3）に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記4.（3）に定める行使期間の末日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記4.（4）に準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑧その他新株予約権の行使の条件

上記4.（6）に準じて決定する。

⑨新株予約権の取得事由および条件

上記4.（7）に準じて決定する。

⑩新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑪その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(9) 新株予約権行使時における端数の取扱い

本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(10) 新株予約権のその他の事項

新株予約権に関するその他の事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。

以 上